

令和6年度第2回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和7年1月31日（金）午後2時～午後4時
- 2 開催場所 文化フォーラム春日井 会議室 AB
- 3 出席者

【会長】

田代 波広 （障がい者生活支援センターJHN まある 地域アドバイザー）

【職務代理人】

牧瀬 英幹 （中部大学）

【委員】

水野 裕也 （相談支援センター えーる）

足立 智成 （障害者支援施設 夢の家）

中村 征人 （春日井保健所）

原 雅恵 （春日井公共職業安定所）

服部 浩子 （春日井市手をつなぐ育成会）

三輪 裕子 （春日井市肢体不自由児・者父母の会）

伊藤 寛基 （春日井市社会福祉協議会）

三浦 嘉丈 （春日井市地域包括支援センター 藤山台・岩成台）

鈴木 俊光 （民生委員児童委員）

竹内 達生 （春日井市医師会）

浅野 京子 （春日井こども発達支援センターてくてく）

【欠席】

沢田 泉美 （春日台特別支援学校）

佐藤 幸子 （神領小学校、春日井市特別支援教育研究会）

【障がい者生活支援センター】

中山 翔太 （基幹相談支援センターしゃきょう）

吉村 人哉 （基幹相談支援センターしゃきょう）

正木 誉礼 （春日苑障がい者生活支援センター）

中村 公 （春日苑障がい者生活支援センター）

神野 知佳 （障がい者生活支援センターかすがい）

的場 優 (障がい者生活支援センターかすがい)
宮原 香苗 (障がい者生活支援センターJHN まある)
水野 葉子 (障がい者生活支援センターJHN まある)
住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあっとわん)

【傍聴】10名

【事務局】

清水 栄司 (障がい福祉課長)
林 政男 (障がい福祉課長補佐)
金野 貴成 (障がい福祉課認定給付担当主査)
前澤 早苗 (障がい福祉課主事)
林 孝安 (基幹相談支援センターしゃきょう)
矢野 由季子 (基幹相談支援センターしゃきょう)

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) 地域生活支援拠点等及び障がい者虐待の報告について
- (4) その他

5 会議資料

- 資料1 障がい者生活支援センター集計
資料2 障がい者生活支援センター相談に関する報告（令和6年4月～9月）
資料3 障がい者生活支援センター連絡会の報告
資料4 当事者団体連絡会の報告
資料5 医療的ケア児等支援部会の報告
資料6 運営会議の報告
資料7 地域生活支援拠点等の報告
資料8 障がい者虐待の通報・届出状況について（令和5年度、令和6年度各4月～9月分）
資料9 事前質問とご意見
資料10 一時預かりのご利用案内

6 議事内容

議事に先立ち、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(田代会長)

原委員から、「ニーズ別の「就労」について、どんな相談及び支援が必要とされていますか。」という御質問を頂いています。障がい者生活支援センターごとに就労に関する相談内容の詳細をご回答ください。

【各障がい者生活支援センター相談員より 資料9に基づく説明】

(田代会長)

就労の相談が多岐に渡っていると思います。原委員、何か感じられることはありますか。

(原委員)

特に基幹相談支援センター しゃきょう（以下「しゃきょう」とする。）の報告に関すること（資料9に関する記載）で、ハローワークで取り扱う求人の紹介対象者と、就労支援A型事業所の利用を希望される方との間で、障がい者の登録対象者が異なるとあります。ハローワークの業務は法律に基づいて行っているため、すべての利用希望を柔軟に叶えられないところがあります。

(田代会長)

今、御報告にあったとおり、例えば強迫性障がいの方は、障がい者総合支援法では診断名で支給決定（サービス利用）ができるが、ハローワークの障がい者雇用の登録としてはできないということでした。強迫性障がい以外に障がい者登録ができないものはありますか。

(原委員)

ハローワークが行う障がい者登録は、障がい者の雇用促進等に関する法律に定められています。法律で定められている障がい者の定義は、『身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。』であり、原則、障がいの診断名の確認は障がい者手帳（以下「手帳」とする）で行うとなっています。確認できれば、強迫性障がいやパニック障がい等の病名であっても、一概に障がい登録ができないわけではありません。手帳を所持していない場合には、主治医の意見書や診断書などで行うとなっています。

ただ、障がい者雇用率や、特定求職者雇用開発助成金などは対象になる障がい者は限定されます。例えば障がい者雇用の対象者は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者と限定されているため、強迫性障がいでも手帳を取得されたのであれば、障がい者登録は可能になります。しかし、診断書による確認の場合、障がい者登録の対象外となります。ハローワークによる障がい者雇用の求人を出す企業は、障がい者雇用率の向上を目的にしている場合が多く、障がい者登録を行って応募をしても条件に当てはまらない場合は採用が難しいのが現状です。

このようなお話をして、もし就労継続 A 型事業所に通うために見学に行かれ、利用のお話が進んでいるのであれば、あえてハローワークで障がい登録をし、紹介状を出すよりも、障がい者登録をしないでお話を進めていただければ、とご案内しています。

(田代会長)

障がい者雇用促進法の中に位置づけられているもので、扱われているものであれば登録は可能。ただし、雇用率等の関係で障がい者用求人を紹介するときにハードルが高いということでした。就労継続支援 A 型事業所については、ハローワークを通さなくても利用できるということですか。

(原委員)

事業所が助成金など何もいらないのであれば、利用することは可能となります。

(田代会長)

障がい者生活支援センターJNH まある（以下「まある」とする。）にお聞きしますが、強迫性障がいでも精神障がい者保健福祉手帳は取得できますか。

(障がい者生活支援センターJNH まある 宮原相談員)

強迫性障がいでも精神障がい者保健福祉手帳は取得できます。ただし、手帳の診断書の内容によって、障がいの状態のところに、主治医の先生が強迫性障がいでも日常生活に支障がないと書けば手帳も却下され、逆に日常生活に支障が出ると書いてあれば、強迫性障がいでも取得できます。ただし障がい年金は強迫性障がいの単体の診断書では取れないです。

(田代会長)

手帳の申請も内容によるということですね。手帳ありきということもあると思いますが、例えば難病の方がいらっしゃって、企業が難病の方を雇用した場合は助成金が出るなど、国も対応を考えていると感じます。

プライバシー問題のない範囲でこの方が現在どうなっているか、しゃきょうよりお話いただきます。

(基幹相談支援センターしゃきょう 中山相談員)

現在改めて病院を受診し、対象になる診断名の取得、および手帳が取得できないか相談を進めています。また、就労継続支援 A 型以外の一般のパート就労なども視野に入れています。

(田代会長)

今日のお話を参考に、引き続き支援していただければと思います。

今回就労継続支援 A 型事業所の話が出ました。今年話題になっていますが、就労継続支援 A 型は大幅な報酬改定がありました。就労継続支援 A 型事業所の報酬単価は、様々な項目の点数化によって決まります。国は利用者が働く対価で給料が出されているか、労働時間が短いかな長いか、それに関わる改善計画が出されている等の点を勘案し、全体の半数の項目がマイナスになると、就労継続支援 A 型の

経営が困難になります。春日井市内においても今年度3か所、就労継続支援A型からB型に変更がありました。このことについて、障がいのある方が生活するときに、最低賃金が得られないと生活ができない、という問題も一緒に考えなければ難しいと思うのでご紹介します。

原委員から、『ハローワークでは企業へ障がい者雇用の促進や合理的配慮等について理解を深めていただくための働きかけ等を行っていますが、身体障がい者の受入可能な事業所や仕事は少ない状況です。一方で、パソコンによる資料作成等の在宅勤務への求人や、重度の身体障がい者からの応募希望の相談があまり無いため、求人が出ても決まらないこともあります。就職希望の方の仕事の相談先の一つとして、ハローワークもご利用ください。』という御意見もいただきましたので紹介いたします。

次に資料2について、本日欠席の佐藤委員の御意見を紹介します。

まず1点目、『資料がとてもよいと思いました。特に相談に関する報告の集約は多様なケースがあったときに、似たケースがあったときに事業所同士相談できるのではないかと思います。集約する係の方は大変だと思いますが、今後も続けていただけたらと思います。』こちらは資料1の集計についてだと思います。

2点目に『今まで子どもの世話をしてきた親世代が高齢化し、家庭内での支援や介助が困難になると改めて感じました。早い段階で親御さんに頼らない支援体制を構築できるといいと思いました。』ということでした。本当にそうだと思います。こちらは令和4年から実施されている、重層的支援体制のネットワーク構築や、各機関の連携が進んでいくこと、今日御報告のある地域生活支援拠点の運用が進んだり、引き続き支援センターの周知啓発を行うことで、複雑化したり双方に高齢化した世帯の支援ができると思います。

3点目は『地域課題に不登校の問題が挙げられていました。学校の問題も大きいですが、御家族の問題、発達の問題など背景が複雑な場合も少なくありません。学校は、こうした複雑さに気付いても指摘しづらい立場にあります。不登校も、自立支援協議会のように話し合える場があるといいと思いました。』ということです。このことについて、事務局よりご紹介いただきます。

【事務局による説明】

(田代会長)

子育て推進課と学校教育課でも対策協議会があるとのことでした。今後、地域自立支援協議会の中で、不登校や引きこもりの方がいる場合には、これらの協議会とも課題を投げ合いつつ、重層的支援会議に相談をするように様々な形での連携がとれると思います。

次に障がい者生活支援センター あっとわん（以下「あっとわん」とする。）の報告について事前質問を頂いています。服部委員から、『「土日に子どもを預けたいという相談があった。母子家庭のケースが多く、世帯の生活や保護者の考え方などもあるが、制度や資源があってもすべてを網羅することは難しいと感じている。」とあるが、なぜすべてを網羅することが難しいのか。』というご質問です。

もう一つは三輪委員から、『地域課題の医療的ケアや遺伝子系の疾患、難病があっても親子が気軽に行ける場所について、児童発達支援事業の親子通所では対応できないでしょうか。』という御質問をいただいております。二つまとめてあっとわんからご回答いただきます。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

まず、制度や資源について、利用の仕方が多種多様に渡り、希望する内容を網羅し切れないことが現状です。

ケースを二つ紹介します。一つ目は、母子家庭で近隣に協力してくれる御家族、親族がいない家庭です。保護者は日中に仕事に行っており、夕方に病院を受診したいが、保育園に預けている子どもたちの送迎が間に合わないかもしれないので誰か預かってくれないか、というご相談がありました。二つ目は、母子家庭において、保護者が就職面談に行くために、子どもを預けたいという希望がありました。小学生の子どもがいる家庭で一時預かりのように一時的にどこかに預けることが難しく、加えてきょうだい小学生と園児であるため、一か所に2人を同時に預けることができないため、預け先がないということでした。

支援の中で、制度と制度の狭間があり、この制度の狭間を社会資源等で補うことにも難しさがあると思います。また制度があっても、事前予約や事前準備をすること、障がい特性によってお互いが心地よく利用できない、ということがあり

ます。なので、行政が行っているファミリーサポート事業や民間が行っている事業の利用が難しいことを課題としました。

三輪委員からの質問について、児童発達支援は療育を受ける目的で利用すると思いますが、児童発達支援等は利用時間が決まっており、利用時間と子どもの生活リズムが合わなくて利用できないことがありました。今回報告に上げたことは、児童発達支援が使えない訳ではなく、児童発達支援では、低年齢で医療的ケア、遺伝子疾患、難病、生活リズムが整っておらず、使う時間に合わせる事が難しいということです。保護者と気軽に遊びに行く場所があるといいと思います。

(田代会長)

保育と義務教育になるので、保育課の支援が使えなくなってしまう。協力できる身内や御家族もいない中、お兄ちゃんをどうしようとなること。二つ目については児童発達支援等よりも、居場所の要素が強いと思います。あとは、気軽に支援が利用できないこと。児童発達支援等も、利用時間や曜日とカリキュラムが決まっているので、利用しづらいのだと思います。これを受けて服部委員、三輪委員からご意見いただきます。

(服部委員)

説明を聞いてよくわかりました。

(三輪委員)

よくわかりました。自分のことで、もう 30 年近く前になりますが、春日井市第一希望の家の親子通所に通って、気持ちも楽になり、障がい児を持つ親同士で話をして親子で成長できたかなと思ったので、書かせていただきました。

(田代会長)

親子通所の強みは障がい児を持つ親同士で話をして親子で成長できることだと思います。ニーズが多く、保育と義務教育という制度の狭間の問題も含まれていると思います。浅野委員はどう感じられましたか。

(浅野委員)

障がい児に対する支援を使う御家族も、障がいの支援を必要としない御家族も共通して、非常にニーズが細かいと感じています。生活スタイルは、御家族の構成人数、家庭の様子によって違っており、生活スタイルによってニーズは違います。各家族に合わせた対応ができると良いですが、すべてのニーズを網羅できない現状があります。社会資源を使おうとなったときに、ニーズに当てはまらない部分が少しでも生じると、なかなか便利に利用できない実際があります。

(田代会長)

御家族によってニーズが細かことは本当だと思います。例えば土日の子どもを預かってほしいということも、お母さんご自身で工夫をして、子どもも連れて病院に行くこと、受診時間をずらし有給休暇を取ること、ママ友に子どもの預かりを依頼する等し合えると思いますが、障がい特性があると気軽に頼める人がおらず、難しい場面があると思います。

福祉サービスについては、児童発達支援、放課後等デイサービスがありますが、こちらは利用時間があります。延長加算による支援時間の延長もニーズがありますが、日曜日に開所している事業所はなかなかありません。

保育課が実施する一時預かりについて、事務局からご説明いただきます。

【事務局 資料 10 について説明】

(田代会長)

一時預かり施設の利用について、障がいのお子さんのいる世帯の実績はあるのでしょうか。障がいがあるからということで断られたことはないのでしょうか。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

障がいが理由で断られたことはないと思います。しかし、使ってから合わなかった、という話は聞いたことがあります。

(田代会長)

先ほど浅野委員のご意見にあった、ニーズの細かさが違うということですね。社会資源があってもニーズに合致しないため、利用はやめておこうとなっている。また、地域の力としてはボランティアグループがあると思います。伊藤委員からボランティアに関してご紹介いただきます。

(伊藤委員)

市内にボランティアグループは120団体ほどあり、そのうち託児グループは現在2団体の登録があります。このグループは、お母さんを対象とする講座をする際の託児ボランティアで、今まで個別ケースをボランティアで対応したことはありません。今後個別で依頼があったときに、そのグループがどう対応されるか現段階では不明です。また、個人で登録されているボランティアも探せばいると思いますが、障がい特性の対応や責任問題についての課題があります。ボランティアなので保険に入って活動していますが、あくまでボランティアの範囲・範疇になるので、急な対応は難しく、定期的・専門的な支援ができないことも課題になります。市内に定期的に保育士が取り組みをしているNPO法人や、育児支援している団体も市内にありますが、保育士のお仕事が休みの日に集まるものなので、我々が祖父母に頼むような使い方が難しいことが課題です。

(田代会長)

ボランティアにおいても責任問題が絡んできます。少し預かることに対しても責任が問われるので、社会的な障壁の解消に向けて社会として考えていく必要があると思います。

気軽に通える場所がない点も、本日御紹介頂いたとおり、時間がニーズに合わない、子育て支援センターがあっても行きづらいという意見があります。やはり協議会では分野をまたいで考える必要があるので、今後包括的に横断的に考えていくべきだと思います。

これを1人のお母さんだけの問題としては協議会ではなくなってしまうので、未解決のまま終わるのではなく地域の課題として取り組んで考えていきます。

◆議題 2 連絡会及び部会の報告について

(田代会長)

佐藤委員から資料5について、「医ケア児の受け入れは地域の学校でも今後進むと考えています。施設の面、人の面、経験の面、課題が山積しています。いざというときにお力添えいただけたらと思っています。」という御意見をいただいております。こちらは医療的ケア児等支援部会においても、学校や保育園での受け入れの問題について議論をしていますので、住岡部会長から補足をいただきます。

(医療的ケア児等支援部会 住岡部会長)

佐藤委員のご意見に、今後学校でも医療的ケア児の受け入れは進みますと書いてありますが、これは、医療的ケア児等支援法が令和3年度にでき、医療的ケア児の健康な成長は主にその御家族の離職防止と、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が目的としてあるためです。このことから、学校と保育園の設置者には医療的ケア児の受け入れの責務が課せられています。その責務のため学校、保育園において受け入れ体制の整備・受け入れが進むと考えます。

施設面、人的など多様な課題があることについて、今年度、医療的ケア児等支援部会に学校教育課と保育課に参加してもらい、意見交換を行いました。その中で、学校も保育園を共通して看護師の確保が難しいことが課題として見えてきました。部会においても人材育成及び人材確保の方法について手探りの状況になっています。協議会として何かお力をいただきたいと思います。

(田代会長)

部会員ではないですが、保育課と学校教育課も問題意識を持って参加をいただいております。保育と教育の場面で共通して看護師の確保が難しいことが課題だということです。コロナ禍以降、医療的ケア児の家族のレスパイトや、今回の看護師の派遣問題について、課題解決が進まない現状にあると思うので、皆さんの力を貸していただければと思います。

◆議題 3 地域生活支援拠点等及び障がい者虐待の報告について

(田代会長)

資料 7 について、服部委員から地域生活支援拠点等の報告のグループホームの体験入居について、『定期利用の利用者の方が多い傾向にあると記載されていますが、複数回利用されている方が同月に何回利用されているか等、分かるよう御報告頂くことは可能でしょうか。』と頂いています。この件について、かすがい神野相談員お願いします。

(障がい者生活支援センターかすがい 神野相談員)

複数回利用されている方の、同月に何回利用されているかについて、4 月から複数回利用された方は 14 名です。その中で、毎月利用の方は 7 名、その中でも特に多い方は 4 月から 9 月までに 11 回利用されています。1 か月間で最大利用された回数は 3 回となっています。

(田代会長)

今回から体験利用の件数の報告の表記が変更になりました。服部委員、具体的な利用数を聞いてどのように感じられましたか。

(服部委員)

前回の定例会で、一人の方が複数回使っていると報告があったので、今回も複数回利用されている方が多いのではと思い伺いました。グループホームの体験利用事業は、グループホーム利用のはじめの第一歩だと思っていたので、一部の方が繰り返し使うことが体験なのか、ということが気になります。

(田代会長)

グループホーム利用の第一歩という表現が非常によかったと思います。自分が、うちの子が、本当にグループホームの利用が合うか考えるきっかけになるのが拠点の体験で、体験を通じて次につなげるイメージだと思います。徐々に連泊数を増やすというステップアップも兼ねていたと思いますが、そのような利用があっ

たというご報告でした。

次に三輪委員から『緊急時の受入れの部分について、身体障がい者の方も安心して緊急時も、受入れてもらえるように、環境面含めて対応をお願いしたいと思います。』と御意見をいただいております。こちらは運営会議において、身体障がい手帳をお持ちの方を拠点で受け入れた事案が紹介されましたので、支障がない範囲でご報告いただきます。

(障がい者生活支援センターかすがい 神野相談員)

対象の方は、身体障がい者手帳1級をお持ちの、脊柱管狭窄症と椎間板ヘルニアと診断され車椅子を御利用されている方でした。もともと入居されていた施設が急遽閉鎖になり、措置で利用が決まりました。

受け入れにあたり現場からいくつか課題が上がりました。一つ目は、拠点で用意している緊急時の部屋が車椅子で動けるスペースがなかったことです。これについては隣の部屋も開放し、スペースを確保しました。二つ目は既存のベッドが介護用ベッドではなく、移乗や身体介護が難しいことです。こちらは急遽ほかの施設から介護用ベッドや、耐圧分担マットを借りて支援を行いました。三つ目は、体格が大きい方でしたので、トイレの便座が小さく、尿瓶を用意してほしいという御希望がありました。こちらでも普段施設で使用することはないですが、急遽用意しました。最後に、御本人は足から浸出液が出ており、その対応や処置、内服薬についての訴えがありました。看護師の出勤が平日日中のみであり、支援員が土日の対応に困ることがありました。

今回のケースも含め、身体障がいの方は要望を伝えられる方が多く、一緒に解決に向かいやすいと感じました。一方で、今回初めての身体障がい者の受入れによって、施設側のハード面の課題が見受けられたので、現場全員と課題を共有して、次に生かせるよう検討します。

(田代会長)

お部屋の環境面の課題、その方の御要望を最大限あるもので対応していただいたと思います。地域生活支援拠点の受入れ側の経験も、今後積み重ねていくと思うので、非常にいい経験だったのではないかと思います。御本人はその後、グル

ープホームに入所したと聞いているのでよかったと感じています。三輪委員いかがでしょう。

(三輪委員)

いろいろ対応してくださって、聞いていてありがたいなと思いました。誰もが安心して利用できるように、やはりハード面はあらかじめ対応していただけるとありがたいです。また、看護師が平日の日中しかいないことは問題だと思います。

(田代会長)

看護師の問題は施設入所支援やショートステイにおいてもあると思います。医療的ケア児等支援部会で合わせて考えられるといいと思います。また、地域生活支援拠点も経験の積み重ねだと思うので、今後もよりよく進めていただければと思います。次に、障がい者虐待通報と届出状況に移りたいと思います。

【事務局より資料8について説明】

(田代会長)

虐待通報があった際に事業所同士で比較すると、虐待に対する意識の差もわかるということです。併せてしゃきょうから、意思決定支援に基づく支援の進捗を報告いただきます。

(基幹相談支援センター　しゃきょう　林相談員)

昨年度、新聞報道等に取上げられた事業所について、現在グループホームに入所中の方の今後の意向確認に対する取組を報告します。

意思決定支援に基づくモニタリングに関して、令和6年9月から11月にかけて、各担当計画相談員と基幹相談支援センターの職員で、御本人、御家族、事業所の職員にお話を伺いました。具体的にはグループホームに入所した経緯、入所後の支援経過後、現状の課題、今後の意向等の確認を行いました。御本人の意思をお言葉で表せない方は、御本人の表情等から意思表示の仕方を確認し、御本人の好きなこと、やってみたいことなどから、本人の意向を確認しました。

その後御本人の意向を踏まえて、現在も継続して利用されていますが、職員の交代による事業所の状況の変化に合わせて、御本人の意向をその都度確認しながら、御家族、計画相談員、事業所の方と連携を図りながら引き続き適切に対応していく必要があると感じております。

(田代会長)

これにつきましては、グループホームの大きな問題が起きた後で、事業者が新聞報道のとおり、食材費の過大徴収だけでなく、その他にも不正や虐待がありました。指定取消しや連座制が起きた後でまだ入居されている実情から、県のアドバイザー会議から指針が出て、市町の基幹相談支援センターも意思決定支援に基づくモニタリングに入り、意思決定をすることなく何らかの都合で入居せざるを得なかった方が、今どういう生活をしているか話し合おう、ということで担当相談員と基幹相談支援センターが取り組んでいきます。

指定取消しが近いホームから回っており、また残りのホームについて、一括譲渡が遅れているとの報道もあるので、注視をしながら取り組んでいきます。

◆議題 4 その他

【事務局より来年度以降の変更事項について説明】

各委員の任期終了に伴い3年間の振り返りを行い、その他意見がないことを確認して閉会した。

令和7年5月19日

会 長 田代 波広

職務代理者 牧瀬 英幹